

甲斐市議会 建設経済常任委員会 会議録

1. 開催日時 令和6年3月4日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（5名）

委員長	長谷部 集 君	副委員長	加藤 敬徳 君
	樋口 孝之 君		金丸 寛 君
	小澤 重則 君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（1名）

議長	赤澤 厚 君
----	--------

説明のため出席した者の職氏名

産業振興部長	白 神 忠 広 君	都市建設部長	箭 本 太 君
公営企業部長	梅 原 剛 君	敷島支所長兼 市民地域課長	森 川 嘉 亮 君
農林振興課長	小宮山 尚 君	商工観光課長	久 保 欽 一 君
建設課長	芳 賀 康 貴 君	都市計画課長	大 木 康 君
上下水道業務 課長	寺 島 信 君	上下水道工務 課長	中 澤 一 昭 君
敷島支所 環境土木係長	三 井 賢 治 君	農林総務係長	高 橋 正 樹 君
農林振興係長	中 込 聡 君	農林土木係長	八 巻 哲 也 君
農業委員会 事務局庶務 係長	窪 田 友 昭 君	商工労働係	井 上 千 悦 子 君
建設総務係長	大 柴 宏 之 君	建設管理係長	齋 藤 一 也 君
建設土木係長	小田切 治 君	まちづくり 推進係長	小 林 悟 君
開発指導係長	池 田 靖 君	緑化推進係長	田 邊 誠 君

上水道総務係	藤井亮一君	下水道総務係	松井崇君
経理徴収係	八巻加奈君	上水道施設係	深澤勇也君
下水道施設係	櫻田隆樹君		

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	山岡広司	書記	森田公
書記	池上恵		

審査内容

1 条例等審査

- 議案第44号 市道路線認定の件
- 議案第45号 市道路線変更の件
- 議案第40号 甲斐市営住宅条例の一部改正の件
- 議案第41号 甲斐市水道給水条例の一部改正の件
- 議案第31号 甲斐市自然休養村管理センター条例の一部改正の件
- 議案第32号 甲斐市クラインガルテン条例の一部改正の件
- 議案第33号 甲斐市コミュニティーホール双葉条例の一部改正の件
- 議案第35号 甲斐市勤労青少年ホーム条例の一部改正の件
- 議案第36号 甲斐市働く婦人の家条例の一部改正の件
- 議案第37号 甲斐市労働者会館条例の一部改正の件

2 補正予算審査

- 議案第3号 令和5年度甲斐市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第8号 令和5年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第3号）
- 議案第9号 令和5年度甲斐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第11号 令和5年度甲斐市水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第12号 令和5年度甲斐市下水道事業会計補正予算（第4号）

3 その他

開会 午後 1時24分

○書記（池上 恵君） ご参集、大変お疲れさまでございます。

ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長よりご挨拶をいただきまして、委員長の進行により議事を進めてまいります。

それでは、長谷部委員長、よろしく願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 改めましてこんにちは。

定例会中の委員会ということで、ご参集をいただきまして誠にありがとうございます。

本日の審査日程を見ていただくと分かるように、ご覧のとおり非常に多くの審査が予定をされておりますので、スムーズに進行していただきますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきますと思います。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまの出席委員は5名であります。定足数に達しておりますので、これより建設経済常任委員会を開会いたします。

○委員長（長谷部 集君） 本日の委員会は、今定例会初日に付託をされました議案の審査を行います。

審査に入る前に、お諮りをいたします。円滑な審査を行うため、お手元に配付した議案の審査日程により審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、初めに、条例等の審査を行いたいと思います。

議案第44号 市道路線認定の件を議題といたします。

本件は、事前に担当職員が現地の様子を録画してきた映像がありますので、担当からの説明の後、モニター画面に映像を流します。今回は2路線となっております。

それでは、担当より説明をお願いします。

芳賀建設課長。

○建設課長（芳賀康貴君） よろしく願いいたします。

それでは、建設課から議案第44号 市道路線認定の件につきましてご説明させていただきます。

議案書は133ページ、位置図につきましては議会資料91ページから94ページになります。

市道の路線認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要があります。これが、この案件を提出する理由でございます。

今回認定をお願いする路線は4路線であります。現地確認につきましては、2月19日に開催されました本常任委員会におきまして、133ページの下段、2路線、路線番号374、375を既にご確認していただいておりますので、本日は路線番号1575、路線名、蛇石宅造7号線、路線番号1576、路線名、宮地東宅造2号線、議会資料の91ページ、92ページに位置します2路線について、録画映像による現場確認をお願いし、さきに確認していただいた路線と併せ認定をお願いするものであります。

なお、本日確認していただきます2路線は、いずれも宅地分譲に伴う開発区域内の道路でございます。

なお、詳細につきましては、現地の映像をご覧になりながら担当から説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

質疑につきましては、現地の映像を見た後に行いたいと思います。

それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時43分

○委員長（長谷部 集君） それでは、会議を再開いたします。

これより質疑に入ります。

ここで、委員並びに職員各位に申し上げます。

質問は一問一答とし、また、質問・答弁は簡潔明瞭にさせていただきますようお願いを申し上げます。

それでは、現地の映像等を踏まえ、委員の質疑を受けたいと思います。委員より質疑等ありましたら申し上げます。

加藤副委員長。

○委員（加藤敬徳君） どちらの区画も見せていただくと、赤道みたいなものがあるんですけども、ちゃんと舗装して使うからってことだと思うんですけども、そういうものって多いんでしょうか。

○委員長（長谷部 集君） 芳賀課長。

○建設課長（芳賀康貴君） 赤道自体は結構あるんですけども、開発に伴って赤道が沿っているようなものがあれば、今のようにコンクリートで上を打って、きれいに歩けるような形はしてあります。

○委員長（長谷部 集君） 加藤副委員長。

○委員（加藤敬徳君） 将来にわたって市で管理しなきゃいけないってことなんであれなんですけれども、ちゃんと舗装して使ってくれるのであれば、まだそれもいいんでしょうけれども、ほとんど使ってもいないのにみたいなところもまだあるかと思うので、そういったものは何とか解消した方がいいんじゃないかと思うんですけども、今後また検討していただきたい。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） そのほか、質疑。

樋口委員。

○委員（樋口孝之君） 今、6区画と5区画の分譲地を確認させていただいたんですけども、ちょっと確認ですけども、能登半島地震で大規模な宅地の盛土があったと。すごい大規模な盛土。それでそのとき、担当課のほうもほとんど分譲地が盛土になっていたとか、そういうことを全く確認していなかったと。そして地震が起きて初めて家が潰れて、ここは大きな盛土だったということだと聞かされています。そんなことで、甲斐市としても、ここは大きな盛土だよとか、盛土であれば何か申請するとか、規制があるとか、そういうこともあるんですか。ちょっと教えてください。

○委員長（長谷部 集君） 池田開発指導係長。

○開発指導係長（池田 靖君） お答えします。

今、現状の開発制度ですと、切土もしくは盛土が、その高さが1メートルを超えるものにつきましては、開発行為ということで該当はしてくるんですけども、今、議員さんのおっしゃった盛土に関する規制というのは、ちょうど盛土規制法というものが抜本的に法改正がございまして、山梨県では令和7年の4月から法の運用を開始する目的で、今そのエリアを

精査している段階でございます。実際に施行されるのは令和7年4月から、大規模に規制がかかる見込みでございます。

○委員長（長谷部 集君） よろしいですか。

そのほか質疑ございましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ、以上で委員の質疑を終了します。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第44号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任を願います。

以上で議案第44号を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の一部が退出します。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時48分

○委員長（長谷部 集君） 会議を再開いたします。

次に、議案第45号 市道路線変更の件を議題といたします。

本件は、事前に担当職員が現地の様子を録画してきた映像がありますので、担当からの説明の後、モニター画面に映像を流します。今回は1路線となります。

それでは、担当より説明をお願いします。

芳賀建設課長。

○建設課長（芳賀康貴君） 引き続きをお願いします。

議案第45号 市道路線変更の件につきましてご説明させていただきます。

議案書は135ページ、位置図につきましては議会資料95ページになります。

市道路線変更につきましては、道路法第10条第3項の準用される同法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要があります。これが、この案件を提出する理由でございます。

今回変更をお願いする路線は、路線番号197、路線名、八幡新田昭和線、議会資料の95ページに位置します1路線について録画映像による現場確認をしていただき、変更をお願いするものであります。

変更内容は、路線の終点を4431番地先までを4655番地先までに変更、路線延長を659.8メートルから665.8メートルに変更するものでございます。

なお、詳細につきましては、現地の映像をご覧になりながら担当から説明させていただきますのでよろしくお願いたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

質疑につきましては、現地の映像を見た後に行いたいと思います。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 1時57分

○委員長（長谷部 集君） それでは、会議を再開いたします。

これより質疑に入ります。

それでは、現地の映像等を踏まえ、委員の質疑を受けたいと思います。

委員より質疑等ありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第45号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任を願います。

以上で議案第45号を終了します。

次に、議案第40号 甲斐市営住宅条例の一部改正の件を議題といたします。

担当より説明をお願いします。

芳賀建設課長。

○建設課長（芳賀康貴君） 引き続きよろしく申し上げます。

議案第40号 甲斐市営住宅条例の一部改正の件につきましてご説明させていただきます。

議案書125ページをご覧ください。

本条例案の提案理由でございますが、令和5年6月にLGBT理解増進法が制定され、本市においても山梨県と協定を結ぶ中で、令和5年12月1日からパートナーシップ宣言制度が導入されました。

甲斐市営住宅は、甲斐市営住宅条例により入居資格が定められており、この入居資格には同居親族への要件があることから、同性パートナーが市営住宅へ入居することが可能となるよう所要の改正を行う必要があるためです。これが条例案を提出する理由であります。

一部改正の要旨につきましては、議会資料81ページから85ページの新旧対照表でご説明させていただきます。

表の右側が旧条例で、左側が改正後の新条例となります。

主な改正箇所は、条例第6条第1項中、「以下同じ）」を「又は親族に準ずる者として市長が認めるもの（入居者と現に同居し、又は同居しようとするものに限る。）（以下「親族等」と総称する。））」に改め、同条第6号中、「現に同居し、若しくは同居しようとする親族」を「親族等」に改めます。

また、第12条第1項及び第31条第3項第1号中、「親族」を「親族等」に改め、第51条第1号中、「現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関

係と同様の事情にある者、その他婚姻の予約者を含む。)」を「親族等」に改めるものであります。

議案書125ページにお戻りください。

附則といたしまして、施行期日は令和6年4月1日からであります。

以上が本条例の一部改正内容となります。よろしく願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

それでは、説明に対する委員の質疑を行いたいと思います。

委員より質疑等ありましたらお願いいたします。

加藤副委員長。

○委員（加藤敬徳君） ちょっと基本的な質問で申し訳ないんですけども、このパートナーシップを宣言したカップルとかそういった方の証明となるものっていうのは、何か戸籍とかそういうものに反映するんですか。

○委員長（長谷部 集君） 芳賀課長。

○建設課長（芳賀康貴君） 県で発行していると思うんですけども、宣誓書受領証というのが交付されているようになっています。

○委員長（長谷部 集君） 加藤副委員長。

○委員（加藤敬徳君） それは、県で認めたっていう形になるってということですか。

○委員長（長谷部 集君） 芳賀課長。

○建設課長（芳賀康貴君） 県のほうで、このパートナーシップ宣誓制度っていうものをやっていますので、甲斐市自体は協力していくものですので、県のほうで扱っております。

○委員長（長谷部 集君） 加藤副委員長。

○委員（加藤敬徳君） 確認しますと、県のほうでそれを認めてもらったものを提出すれば、甲斐市のほうで認めるっていうことで、はい、分かりました。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） ないようですので、以上で委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任を願います。

以上で議案第40号を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時04分

○委員長（長谷部 集君） それでは、会議を再開いたします。

次に、議案第41号 甲斐市水道給水条例の一部改正の件を議題といたします。

担当より説明をお願いします。

中澤上下水道工務課長。

○上下水道工務課長（中澤一昭君） お疲れさまでございます。

それでは、上下水道工務課から甲斐市水道給水条例の一部改正の件につきまして説明させていただきます。よろしく願いいたします。

議案書127ページをご覧ください。

議案第41号 甲斐市水道給水条例の一部改正の件につきましてご説明いたします。

本条例の一部改正の提案理由でございますが、水道法の一部改正に伴い所要の改正を行う必要があります。これが、この条例案を提出する理由であります。

内容といたしまして、厚生労働省の組織見直しの一つとして、生活衛生等環境行政の機能強化を目的に、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣に移管するためであります。

一部改正の要旨につきましては、議会資料86ページの新旧対照表でご説明させていただきます。

表の右側が旧条例で、左側が改正後の新条例となります。

改正箇所は、給水装置の新設等の申込み、第8条第1項中のアンダーラインの部分で、これまでの厚生労働省令を国土交通省令に改めるものであります。

また、給水装置の基準違反に対する措置、第37条第2項ただし書中のアンダーラインの部分で、厚生労働省令を国土交通省令に改めます。

議案書127ページにお戻りください。

附則といたしまして、施行期日は令和6年4月1日であります。

以上が、本条例の一部改正の内容となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

それでは、説明に対する委員の質疑を行いたいと思います。

質疑ございませんか。

加藤副委員長。

○委員（加藤敬徳君） またすみません、ちょっと基本的な質問で申し訳ないんですけども、この水道行政に関することってというのは、今まで厚生労働省でやっていたってことなんですけれども、これ全部、また今度国土交通省に移るってことなんですか。

○委員長（長谷部 集君） 深澤上水道施設係長。

○上水道施設係長（深澤勇也君） お答えいたします。

水道の工事に関する部分と、水質に関する部分がありまして、工事に関する部分については国土交通大臣の管轄ということになりまして、水質に関しましては環境大臣のほうの管轄というようなことの分けになるようです。

○委員長（長谷部 集君） 加藤副委員長。

○委員（加藤敬徳君） 分かりました。

ちょっとそういうことになっているとは知らなかったんですけども、そうすると、例えば水道に関わることで、省庁が分かれている部分ってというのはほかにもあるんでしょうか。

○委員長（長谷部 集君） 中澤課長。

○上下水道工務課長（中澤一昭君） お答えします。

我々の、今、いろいろな認識の下、この条例、この所管だけだというふうな認識をしております。

以上でございます。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ、以上で委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第41号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第41号を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時11分

○委員長（長谷部 集君） それでは、会議を再開いたします。

次に、議案第31号 甲斐市自然休養村管理センター条例の一部改正の件、議案第32号 甲斐市ラインガルテン条例の一部改正の件及び議案第33号 甲斐市コミュニティーホール双葉条例の一部改正の件につきましては、関連がありますので一括議題といたします。

それでは、担当より説明をお願いします。

小宮山農林振興課長。

○農林振興課長（小宮山 尚君） それでは、よろしく願いいたします。

農林振興課より議案第31号、議案第32号、議案第33号について一括でご説明させていただきますが、その前に、公の施設の使用料の見直しによる各条例の一部改正の概要についてご説明させていただきます。

甲斐市定例市議会資料の34ページをお願いいたします。

なお、この一部改正に概要につきましては、議案第17号から議案第25号、議案第28号、議案第30号から議案第39号に関するものとなっております。

それでは説明させていただきます。

1の経緯でございますが、公の施設の使用料については、合併前の旧町の料金体系を引継ぎ、第1次甲斐市行政改革大綱において使用料等の見直しを掲げており、平成23年に立ち上げた使用料等調査研究委員会において、受益者負担の適正化及び公平性の確保のため継続的に調査及び研究を行い、コスト転嫁方式による使用料の見直しの基本的な考え方についてを策定したことから、公の施設使用料見直しによる各条例を一部改正するものでございます。

2の主な改正内容につきましては、(1)算定方法は、使用料の算定方法は、原価としてサービス提供に必要な施設の維持管理、運営費とする。原価となる維持管理経費は年度間の変動を考慮し、直近3年度の平均値とする。

(2)受益者負担金割合は、公費負担と受益者負担の割合を原則折半、50%で設定する。

(3)激変緩和措置は、現行料金より著しく高額となる場合は現行料金のおおむね1.5倍を改定上限とし、定期的に検証することで段階的に改定することができることとする。ただし、昨今の社会情勢や物価高騰を考慮し、今回の見直しについては1.2倍とすることができることとする。

(4)定期的な見直しは、適正な受益者負担を維持するため、原則4年ごとに使用料の見直しを行う。

3の施行期日につきましては、令和6年10月1日としております。

以上が一部改正の概要となっております。

それでは、甲斐市定例市議会議案書の107、108ページをお願いいたします。

議案第31号 甲斐市自然休養村管理センター条例の一部改正の件でございます。

甲斐市自然休養村管理センター条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとするものでございます。

甲斐市自然休養村管理センター条例の一部を次のように改正する。

改正内容は、甲斐市自然休養村管理センター使用料であります。

提案理由は、公の施設における受益者負担の適正化及び公平性確保のため、使用料等の見直しに伴い所要の改正を行う必要がある。これが条例案を提出する理由でございます。

改正内容につきましては、議会資料において説明させていただきます。

議会資料の60ページをお願いいたします。

こちらが新旧対照表でございます。右側が旧の表、左側が新の表であります。

改正する使用料金につきましてはコスト転嫁方式により算出しておりますが、従来の使用料に比べ急激な値上げとならないよう、激変緩和措置として現行使用料のおおむね1.5倍を限度としております。なお、使用料の単位は原則100円未満切捨てとしております。

この表におきまして、各部屋とも旧の表では時間が午前8時30分から午後5時までの使用料1,000円が、新の表では1,400円となり、これはコスト転嫁方式による算出額であり、その他の時間帯の使用料については、激変緩和措置により新の表の使用料は1.5倍以内としております。

また、旧の表では「使用料金」と表記しておりますが、新の表では「使用料」と表記を改正しております。

すみませんが、いま一度議案書の107ページにお戻りください。

中段に別表としまして、改正後の使用料を表記しております。

また、附則としまして施行期日、経過措置等を記載しております。

以上が、議案第31号 甲斐市自然休養村管理センター条例の一部改正の件の説明となります。

109ページをお願いいたします。

続きまして、議案第32号 甲斐市クラインガルテン条例の一部改正の件でございます。

甲斐市クラインガルテン条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市クラインガルテン条例の一部を次のように改正する。

改正内容は、クラブハウス利用料金であります。

提案理由は、公の施設における受益者負担の適正化及び公平性確保のため、使用料等の見直しに伴い所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由であります。

改正内容につきましては、議会資料において説明いたします。

議会資料の61ページをお願いします。

こちらが新旧対照表でございます。右側が旧の表、左側が新の表であります。

改正する利用料金につきましては、各部屋とも現行の利用料の1.5倍以内としております。

なお、使用料金の単価は原則100円未満切捨てとしております。

また、旧の表の備考欄に記載されている「ただし、冷暖房を利用するときは利用料の30%を加算する」について、新の表では利用料金に含むものとして備考欄を削除し、時間

の表記につきましても他条例と同一にするため、午前・午後表記に改正しております。

今一度、議案書の109ページにお戻りください。

中段に別表としまして、改正後の利用料金を表記しております。

また、附則としまして施行期日、経過措置等を記載しております。

以上が、議案第32号 甲斐市ラインガルテン条例の一部改正の件の説明となります。

続きまして、111ページをお願いいたします。

議案第33号 甲斐市コミュニティーホール双葉条例の一部改正の件であります。

甲斐市コミュニティーホール双葉条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市コミュニティーホール双葉条例の一部を次のように改正する。

改正内容は利用料金であります。

提案の理由は、公の施設における受益者負担の適正化及び公平性確保のため、使用料等の見直しに伴い所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由であります。

改正内容につきましては、議会資料において説明いたします。

議会資料の62ページをお願いいたします。

こちらが新旧対照表であります。右側が旧の表、左側が新の表であります。

改正する利用料金において、旧の表の時間、17時から22時については、激変緩和措置により新利用料金は1.5倍としておりますが、その他の時間につきましては、コスト転嫁方式による利用料金となっております。

また、旧の表の備考欄に記載されている「冷暖房を使用するときは、利用料の30%を加算する」について、新の表では利用料金に含むものとしており、備考欄を削除し、また、時間の表記につきましても他条例と同一とするため、午前・午後表記に改正しております。

今一度議案書の111ページへお戻りください。

中段になりますが、別表としまして改正後の利用料金を表記しております。

また、附則としまして、施行期日、経過措置等を記載しております。

以上が、議案第33号 甲斐市コミュニティーホール双葉条例の一部改正の件の説明となります。

以上で議案第31号、議案第32号、議案第33号の説明となります。よろしく申し上げます。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第31号、議案第32号及び議案第33号の説明に対して一括で質疑を受けたいと思います。

それでは、委員より質疑等ありましたらお願いします。

加藤副委員長。

○委員（加藤敬徳君） この料金なんですけれども、これは1時間当たりってことでよろしいんでしょうか。

○委員長（長谷部 集君） 小宮山課長。

○農林振興課長（小宮山 尚君） 表を見ていただきますと、例えば107ページの自然休養村管理センターの条例の一部改正の件の中段に表がありますけれども、各時間が1時間当たりではなくて時間設定がされていますんで、例えば一番左側、午前8時30分から正午まで、また午後1時から午後5時までということで、この700円という時間になっておりますので、1時間当たりじゃなくてこの時間でこの金額ということです。

〔発言する者あり〕

○農林振興課長（小宮山 尚君） はい、そうです。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

加藤副委員長。

○委員（加藤敬徳君） 経過措置ってあるので、また何年かしたら上げるっていう前提の価格なんでしょうか。

○委員長（長谷部 集君） 小宮山課長。

○農林振興課長（小宮山 尚君） お答えします。

最初に、概要の中で説明しましたけれども、一応4年に一度は見直すということで行っていきますんで、4年たてば見直しが行われるということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（長谷部 集君） そのほかよろしいですか。

樋口委員。

○委員（樋口孝之君） ちょっと教えてください。

議案資料の34ページ、経緯というところで、「平成23年度に立ち上げた使用料等調査委員会において」ってありますけれども、この調査委員会っていうのは何年に1回とかですか。

どのような経緯で開いているんですか。

○委員長（長谷部 集君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時25分

○委員長（長谷部 集君） 会議を再開いたします。

それでは答弁を求めます。白神産業振興部長。

○産業振興部長（白神忠広君） お答えいたします。

この経緯といたしましては、平成23年度に使用料等調査研究委員会を設立し、調査検討を進めてきたものであります。それに伴い、令和5年8月29日の部長会議において協議を行い、施行日等について進めてきたという経過になっております。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） よろしいですか。

樋口委員。

○委員（樋口孝之君） この構成委員会ってというのは何名ぐらい出席しているんですか。

○委員長（長谷部 集君） 小宮山課長。

○農林振興課長（小宮山 尚君） 構成は職員、主に係長たちで構成しているんですけども、ちょっとこの場で何人がその委員会に参加しているかっていうのは、資料がないんでここでは直接お答えできません。

〔「分かりますよ」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） 森川敷島支所長。

○敷島支所長兼市民地域課長（森川嘉亮君） お答えいたします。

職員、事務局を入れまして15名。主には、施設を持っている所管課の係長が委員として選ばれているということになります。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これより、議案ごとに順次、討論、採決を行いたいと思います。

初めに、議案第31号について討論、採決を行います。

本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任を願います。

以上で議案第31号を終了します。

続きまして、議案第32号について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任を願います。

以上で議案第32号を終了します。

続きまして、議案第33号について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任を願います。

以上で議案第33号を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時36分

○委員長（長谷部 集君） それでは、会議を再開いたします。

次に、議案第35号 甲斐市勤労青少年ホーム条例の一部改正の件、議案第36号 甲斐市働く婦人の家条例の一部改正の件、及び議案第37号 甲斐市勤労者会館条例の一部改正の件につきましては、関連がありますので一括議題といたします。

それでは、担当より説明をお願いいたします。

久保商工観光課長。

○商工観光課長（久保欽一君） お疲れさまでございます。

それでは、まず議案第35号 甲斐市勤労青少年ホーム条例の一部改正の件について説明させていただきます。

議案書は115ページからとなります。

初めに、この改正の提案理由ですが、次の116ページをお願いいたします。

公の施設における受益者負担の適正化及び公平性の確保のため、使用料等の見直しに伴い所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由でございます。

議案書のページを戻っていただき、115ページをお願いいたします。

附則でございます。施行期日は令和6年10月1日からであり、改正後の使用料の適用は10月の利用からとなります。

なお、本条例につきましては議決後速やかに公布し、広く周知をする予定であります。

今回の条例改正の経緯等につきましては、1月の常任委員会において産業振興部長からご

説明をさせていただきます。また、先ほど議会資料の34ページにより農林振興課長から説明がありましたので、重複いたしますので割愛させていただきます。

条例の改正内容につきましては、議会資料の新旧対照表においてご説明をいたします。

議会資料の64ページをお願いいたします。

左側の欄、新の欄をご覧ください。

各部屋、各時間帯における金額は、コスト転嫁方式に基づく計算式に当てはめ、施設の部屋ごとに算定した金額となっております。

勤労青少年ホームにつきましては、コスト転嫁方式で計算すると時間帯により現行より安くなる部屋がございます。具体的に申しますと、音楽室の400円の箇所、それから研修室の300円、また400円及び1,300円の箇所、講義室の400円の箇所、談話室及び料理実習室については全ての時間帯、最後に軽運動場の1,600円の箇所でございます。

これらの箇所につきましては、全庁的に統一したコスト転嫁方式による計算式で算定した結果でありますので、値下げとなります。

また、金額の下に下線がない部分は、計算式で算定した結果、現状と同額となったものであります。

次に値上げとなる部分は、音楽室の600円及び1,600円の箇所、集会場の700円及び1,900円の箇所、軽運動場の2,100円、2,600円及び6,900円の箇所であります。

値上げとなる箇所につきましては、激変緩和措置の上限である現行料金の1.5倍を下回っております。

次に、右側の旧の欄の備考でございますが、冷暖房を使用するときは30%を加算することが定められておりましたが、今回のコスト転嫁方式での見直しでは原価の中に光熱水費も含めて算定しているため、加算に係る規定は廃止することとなります。

なお、今回の見直しに限り現行料金の1.2倍とすることができることとなっておりますが、勤労青少年ホームにつきましては、値上げとなる箇所を現行の1.2倍として試算した場合、現在の年間使用料収入を下回る試算となったため、1.2倍の適用は見送るものであります。

以上で、議案第35号 甲斐市勤労青少年ホーム条例の一部改正の件についての説明を終わります。

次に、議案第36号 甲斐市働く婦人の家条例の一部改正の件について説明をさせていただきます。

議案書は117ページであります。

こちらの条例の一部改正につきましても、公の施設使用料見直しに伴う提案であり、提案理由につきましては議案第35号と同様であります。

また、施行期日につきましても、同様に令和6年10月1日となります。

条例改正に内容につきましては、議会資料の65ページをお願いいたします。

左側の新しい欄でございますが、こちらの働く婦人の家につきましても、コスト転嫁方式で計算すると時間帯により現行より安くなる部屋がございます。

具体的に申しますと、料理実習室の600円、800円及び2,500円の箇所であります。

金額の下に下線がない部分は現状と同額であります。

次に、値上げとなる部分は、研修室の600円、700円及び2,100円の箇所、講習室の600円、700円及び1,900円の箇所、会議室は全ての時間帯、軽運動場についても全ての時間帯において値上げとなります。

値上げとなる箇所につきましては、激変緩和措置の上限である現行料金の1.5倍以下となっております。

また、この条例改正につきましても冷暖房利用加算の30%は廃止であります。

なお、今回の見直しに限り、現行の1.2倍とすることができることとなっておりますが、こちらの働く婦人の家につきましても値上げとなる箇所を現行の1.2倍として試算した場合、現在の年間使用料収入を下回る試算となったため、1.2倍の適用は見送るものであります。

以上で、議案第36号 甲斐市働く婦人の家条例の一部改正の件についての説明を終わります。

次に、議案第37号 甲斐市勤労者会館条例の一部改正の件について説明をさせていただきます。

議案書は119ページであります。

こちらの条例の一部改正につきましても、提案理由については同様でございます。

また、施行期日につきましても、同様に令和6年10月1日となります。

次に、議会資料の66ページをお願いいたします。

勤労者会館につきましては、コスト転嫁方式で計算すると激変緩和措置の現行料金の1.5倍を全ての時間帯で上回ってしまうため、上限である現行料金の1.5倍の金額といたしました。

なお、今回の見直しに限り1.2倍とすることができるとなっておりますが、こちらの勤労者会館につきましては、現行の1.2倍として計算した場合でも、現在の年間の使用料収入を

上回る試算となりますが、収支バランスを近づけるため1.2倍の適用は見送るものであります。

以上で、議案第37号 甲斐市勤労者会館条例の一部改正の件についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第35号、議案第36号及び議案第37号の説明に対して、一括で質疑を受けたいと思います。

それでは、委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

加藤副委員長。

○委員（加藤敬徳君） 現行の料金より1.2倍で計算すると、何か現在より収入が下がるっていうふうに説明されたんですけども、どういうことなんでしょうか。

○委員長（長谷部 集君） 久保課長。

○商工観光課長（久保欽一君） 今回は、コスト転嫁方式という新しい計算式を使って計算をしたわけでございます。そうすると、今までの料金よりも下がるというところもどうしても出てくる。今までとは考え方が全く変わっておりますので、下がる場所もあれば、同じところもあれば、上がる場所もあるということでございます。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） よろしいですか。

加藤副委員長。

○委員（加藤敬徳君） コストなんかを含めた計算するという、いわゆる採算が乗るといっておかしいんでしょうけれども、そういう考え方とは違うということなんでしょうか。

○委員長（長谷部 集君） 久保課長。

○商工観光課長（久保欽一君） 冷暖房のところですが、今回の算定の中に原価として施設に係る維持管理費を含めて計算をしているので、冷暖房費がかかるからといって30%取ることはなくなったという考え方です。

○委員長（長谷部 集君） そのほか、いかがでしょうか。

樋口委員。

○委員（樋口孝之君） ちょっと教えてください。

まず、この3施設、甲斐市青少年ホーム、婦人の家、勤労者会館、約でいいんですけど

も、年間どのくらいの入場があるんですか。

○委員長（長谷部 集君） 利用者数ということですか。

○委員（樋口孝之君） そうです。

○委員長（長谷部 集君） 森川敷島支所長。

○敷島支所長兼市民地域課長（森川嘉亮君） 勤労者会館なんですけど、すみません、令和4年度になりますけれども、件数で19件、人数で139人の利用がありました。

主な団体につきましては、スポ少、地域の自治会、敷島の獵友会、一般の団体、合計で8団体の利用がありました。

○委員長（長谷部 集君） 井上商工労働係長。

○商工労働係長（井上千悦子君） 勤労青少年ホームと働く婦人の家についてお答えさせていただきます。

勤労青少年ホームにつきましては、令和4年度の利用実績としまして、126件、937人、働く婦人の家につきましては、560件、5,360人となっております。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 樋口委員。

○委員（樋口孝之君） ありがとうございます。

それで、先ほど課長から説明を受けたんですけども、旧と新で、料金のほうが下がるところもある、上がる場所もあるということで、そうすると、旧と新では1年間どのくらいアップするのか、逆に下がるのか、まあ、アップするとは思いますが、それは分かりますか。

○委員長（長谷部 集君） 久保課長。

○商工観光課長（久保欽一君） まず、勤労青少年ホームでございますが、使用料金の試算についてご説明をいたします。

昨年実績で減免がなかったという場合に基に試算した結果、現行料金では21万6,300円でしたが、激変緩和措置を行わない今回の条例案でいきますと22万3,600円となりまして、7,300円の増となるところでございます。

それから、働く婦人の家につきましては、試算の結果でございますが、現行の料金で行った場合は91万2,300円でございますが、こちら今回の条例改正の金額で、案で試算をした場合102万1,300円となりまして、10万9,000円の増となるところでございます。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 森川支所長。

○敷島支所長兼市民地域課長（森川嘉亮君） 勤労者会館につきましてですが、現行使用料、令和4年度実績が6,500円、免除のない場合が7,000円ということで試算すると1万500円の収入となる予定です。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ委員の質疑を終了します。

これより議案ごとに順次、討論、採決を行います。

初めに、議案第35号について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第35号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任を願います。

以上で議案第35号を終了します。

続きまして、議案第36号について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第36号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任を願います。

以上で議案第36号を終了します。

続きまして、議案第37号について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第37号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第37号を終了します。

これで、条例等審査を終了します。

次に、補正予算審査を行います。

審査に入る前にお諮りをいたします。補正予算の内容により、ある程度まとめて説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） それでは、そのようにさせていただきます。

議案第3号 令和5年度甲斐市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

初めに、商工観光課より13款諸支出金、1項基金費について説明をお願いいたします。

久保商工観光課長。

○商工観光課長（久保欽一君） 引き続きお願いいたします。

商工観光課の補正予算についてご説明させていただきます。

補正予算説明書の36、37ページをお願いいたします。

13款諸支出金、1項基金費、12目地域振興基金費、01地域振興基金積立91万7,000円の増額補正でございます。

内容につきましては、サテライト双葉などの4つの公営競技、場外売場の売上げに対する市への負担金の積立てであります。

内訳であります。一般財源として令和4年度末の売上げによる市への負担金の積み残し分として190万7,000円を増額するとともに、その他財源として、まず、基金利子として1万円の増額と、令和5年度の公営競技売上減少に伴う当初予算の100万円減額で、合計99万円の減額を行い、一般財源との差引き合計で91万7,000円を増額をお願いするものであります。

以上で、商工観光課から補正予算についての説明となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いします。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 2時57分

○委員長（長谷部 集君） それでは、会議を再開いたします。

次に、農林振興課より6款農林水産業費、1項農業費、2項林業費及び13款諸支出金、1項基金費並びに繰越明許費について一括で説明をお願いします。

小宮山農林振興課長。

○農林振興課長（小宮山 尚君） それでは、引き続きよろしく願いいたします。

農林振興課関係の2月補正の内容につきましてご説明させていただきます。

補正予算説明書の26ページ、27ページをお願いいたします。

初めに、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、27ページ説明欄の05自立経営体確保育成促進事業につきましては、415万円の減額補正をお願いするものであります。

補正額の財源内訳、国・県支出金は農業次世代人材投資事業費補助金315万円と親元就農者経営安定支援事業補助金50万円の合計で、残りは一般財源であります。

内容につきましては、当初予算では農業次世代人材投資事業の対象者7名分の補助金を計上させていただいておりましたが、事業内容の変更等などにより補助金の減額、また、親元就農者経営安定支援事業については、補助申請者がおりませんでしたので補助金の減額となっております。

次に、説明欄18地域おこし協力隊費につきましては288万1,000円の減額補正をお願いするものであります。

補正額の財源内訳は、一般財源288万1,000円でございます。

内容につきましては、当初予算では地域おこし協力隊員3名分の経費等を計上しておりましたが、令和5年度協力隊の任用が2名でありましたので、1名分の経費減額となっております。

次に、5目農地費、27ページ説明欄03県営土地改良事業につきましては1,130万円の増額補正をお願いするものであります。

補正額の税源内訳、地方債につきましては、有利となる合併特例債の活用により公共事業等債を1,340万円減額し、合併特例債を5,610万円増額、また、一般財源につきましても3,140万円減額する財源更正を行っております。

内容につきましては、県営かんがい排水事業及び防災農業用ため池緊急整備事業の事業内容の変更に伴う負担金の増額でございます。

次に、説明欄04農林業施設維持管理事業につきましては857万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。

補正額の財源内訳は、全て一般財源であります。

内容につきましては、農道橋梁点検業務等において、中央道にかかる橋梁についてNEXCOとの協議により業務に係る経費を軽減できたため、委託料などの減額となっております。

次に、説明欄05土地改良区施設改修事業につきましては、64万円の減額補正をお願いするものでございます。

補正額の財源内訳、地方債は合併特例債40万円、その他は高岩頭首工本復旧関係自治体負担金24万円であります。

内容につきましては、県が実施している高岩頭首工本復旧事業において、事業内容の変更により負担金の減額となっております。

次に、6目中北部活性化事業費、説明欄01中北部活性化事業につきましては94万8,000円の減額補正をお願いするものであります。

補正額の財源内訳、国・県支出金はやまなし未来農業応援事業費補助金29万7,000円、その他はクライנגルテン繰入金68万7,000円であります。

内容につきましては、クライングルテン事業に伴う業務委託料及び農業応援事業補助金の減額となっております。

次に、2項林業費、1目林業振興費、説明欄01林業振興費につきましては30万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。

補正額の財源内訳、その他は森林管理基金繰入金30万6,000円です。

内容につきましては、森林経営管理制度事業における作業路整備工事の設計業務経費の軽減により委託料の減額となっております。

次に、説明欄の36、37ページをお願いします。

13款諸支出金、1項基金費、11目クライングルテン基金費につきましては90万4,000円を増額補正させていただくものであります。

補正額の財源内訳、その他は入会金90万円と基金利子4,000円の合計であります。

内容につきましては、滞在型市民農園3区画分の入会金及び基金利子の増額となっております。

次に、16目森林管理基金費につきましては1,000円の増額補正をさせていただくものであります。

補正額の財源内訳、その他1,000円は森林管理基金であります。

内容につきましては、基金利子を増額するものでございます。

続きまして、繰越明許費についてご説明させていただきます。

説明書の38ページをお願いいたします。

下段になりますが、6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費につきましては、県営土地改良事業費として4,343万円を繰越明許費とさせていただくものであります。

財源内訳は市債が4,080万円、残りは一般財源となっております。

内容につきましては、県営土地改良事業において、事業内容の変更に伴い年度内の事業完了が見込めないことから、負担金を繰越明許費とさせていただくものでございます。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費につきましては、土地改良施設改修事業において1,008万円を繰越明許とさせていただくものであります。

財源内訳につきましては、市債640万円、その他325万9,000円、残りは一般財源でございます。

内容につきましては、高岩頭首工本復旧工事において、事業内容の変更に伴い年度内の事業完了が見込めないことから、負担金を繰越明許させていただくものでございます。

以上が、農林振興課関係の2月補正の予算内容の説明となります。よろしく願いいたします。

すみません。1つ訂正をお願いしたいと思います。27ページになりますけれども、6目の中北部活性化事業費、説明欄01中北部活性化事業につきましては、94万8,000円の減額と申しましたけれども、98万4,000円の減額であります。訂正させていただきます。すみませんでした。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

委員より質疑がありましたらお願いします。

金丸委員。

○委員（金丸 寛君） 1点お願いします。

県の、先ほどの改良といいますか、具体的に高岩頭首工だけでしょうか。その辺ちょっと教えてください。

○委員長（長谷部 集君） 八巻農林土木係長。

○農林土木係長（八巻哲也君） お答えします。

今事業の内容につきましては、高岩頭首工の改修となっております。内容につきましては、根固めブロックとかタイルを、今回改修している内容となっております。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

樋口委員。

○委員（樋口孝之君） 補正予算書の27ページ、18番の地域おこし協力隊のことでちょっと教えてください。甲斐市は年間3名が定員ってことですか。

○委員長（長谷部 集君） 小宮山課長。

○農林振興課長（小宮山 尚君） そのとおりでございます。

○委員長（長谷部 集君） 樋口委員。

○委員（樋口孝之君） 3名、ほとんど農業関係とか、地域の催物とかに参加しているということを知ったんですけれども、私、この間行ってきた小菅村なんかは、観光とか多種にわたってそういう人たちが地域を活性化しているということで、甲斐市も農業が主ですけれども、

観光とかそういうものに、ある程度できる方は切り替えたりすれば、また人員も増えてくるんじゃないかと思うんですけれども、どうなのでしょう。

○委員長（長谷部 集君） 小宮山課長。

○農林振興課長（小宮山 尚君） おっしゃる通り、今の甲斐市につきましては、農業の担い手とかを育成するための目的として、年間3名を任用している状況です。

この間、議員さんの一般質問にも答えましたけれども、全国では協力隊をいろいろな活用していますので、その辺をやったらどうだと提案をいただいていますので、今後、甲斐市でやっている協力隊の検証をしまして、ほかの分野でも任用を広げていくような検討をしたいと考えております。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ、以上で委員の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時10分

○委員長（長谷部 集君） それでは、会議を再開いたします。

次に、建設課より6款農林水産業費、3項国土調査費、8款土木費、1項土木管理費、2項道路橋梁費、3項河川費、5項住宅費及び13款諸支出金、1項基金費並びに繰越明許費について一括で説明をお願いします。

芳賀建設課長。

○建設課長（芳賀康貴君） 引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは、建設課の補正予算につきましてご説明させていただきます。

補正予算説明書の28ページ、29ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、3項国土調査費、1目地籍調査費、ナンバー01地籍調査費におきましては147万8,000円の減額をお願いするものです。

内容といたしましては、吉沢地区で実施している地籍調査の1年目及び2年目工程におけ

る委託業務の契約差金であります。

続きまして、8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、ナンバー10道路台帳管理事業におきましては261万8,000円の減額補正をお願いするものです。

内容といたしましては、道路台帳補正延長の実績における委託業務の契約差金であります。

続きまして、ナンバー12土木総務事業におきまして111万円の増額補正をお願いするものです。

内容といたしましては、市道の未登記箇所を解消するための登記委託実績及び統合型GISシステムに空き家データを構築するための業務委託実績に伴う減額補正と、県事業の急傾斜地崩壊対策事業におきまして県が増額補正を行ったことに伴い、市の負担金増額補正と財源更正をするものです。

続きまして、ナンバー14狭あい道路拡幅整備事業におきましては1,477万7,000円の減額補正をお願いするものです。

内容といたしましては、セットバック用地事業において申請件数が少なく、榎万才線拡幅整備事業では、12節委託料、16節公有財産購入費及び21節補償、補填及び賠償金をそれぞれ不用額の減額補正となります。

続きまして、2項道路橋梁費、1目道路維持改良費、ナンバー02道路舗装事業におきましては170万5,000円の減額補正をお願いするものです。

内容といたしましては、事業費が確定したことによる不用額の減額補正となります。

続いて、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、ナンバー01道路新設改良事業におきましては7,180万円の増額補正をお願いするもので、財源内訳は国・県支出金で、国の社会資本整備総合交付金2,148万円と地方債で市債の公共事業等債が減額となり、合併特例債が増額となることに伴う財源更正であります。

内容といたしましては、14節工事請負費で日立道路線道路改良工事の事業費について、国の令和5年度第1次補正予算が成立し、交付決定を受けたため増額補正をするものであります。

続きまして、2項道路橋梁費、3目橋梁維持改良費、ナンバー01橋梁長寿命推進事業におきまして4,094万5,000円の減額をお願いするもので、減額に伴い財源内訳は、国・県補助金で国の道路メンテナンス事業費補助金のほか、市債の合併特例債及び一般財源がそれぞれ減額となります。

内容といたしましては、12節委託料で橋梁補修詳細設計業務及び14節工事請負費で橋梁

補修工事に係る不用額をそれぞれ減額補正するものであります。

続きまして、3項河川費、1目河川維持改修費、ナンバー02河川改修事業におきまして50万円の減額をお願いするもので、減額に伴い財源内訳は、市債で緊急自然災害防止対策事業債が減額となります。

内容としましては、12節委託料で詳細設計業務委託の契約差金50万円を減額補正するものであります。

続きまして、30ページ、31ページをお願いします。

8款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費、ナンバー01市営住宅管理事業におきまして1,514万9,000円の減額をお願いするもので、減額に伴い財源内訳は国・県支出金の社会資本整備総合交付金、その他財源の住宅使用料現年度分及び一般財源がそれぞれ減額となります。

内容といたしましては、12節委託料で契約差金による減額補正、また、14節工事請負費につきましても契約差金による減額補正となります。

続きまして、36ページ、37ページをお願いします。

13款諸支出金、1項基金費、7目市営住宅事業基金費で7,000円の増額をお願いするものであります。

財源内訳は、その他財源として市営住宅事業基金で、内容としましては、金利変動に伴う利子積立金の増額であります。

次に、繰越明許費の補正についてご説明いたします。

38ページ、39ページをお願いいたします。

8款1項1目土木総務事業の18節負担金、補助及び交付金において400万円の繰越をお願いするもので、財源内訳は市債と一般財源であります。

内容といたしましては、県が実施します急傾斜地崩落対策事業におきまして、事業内容の変更が生じ、年度内の事業完了が見込めないため、繰越しの手続をお願いするものであります。

続きまして、同じく8款1項1目狭あい道路拡幅整備事業において4,497万1,000円の繰越しをお願いするもので、財源内訳は国・県支出金と市債、それ以外は一般財源であります。

以上となります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

これより、説明に対して質疑を行いたいと思います。

委員より質疑等ありましたらお願いします。

加藤副委員長。

○委員（加藤敬徳君） 狹隘道路のところの説明で、これは結局、今年度中にできないから繰越してことでよろしいですか。

○委員長（長谷部 集君） 芳賀課長。

○建設課長（芳賀康貴君） そのとおりでございます。

○委員長（長谷部 集君） 加藤副委員長。

○委員（加藤敬徳君） 計画では、この事業っていうのはどのくらい件数が残っているんでしょうか。

○委員長（長谷部 集君） 齋藤建設管理係長。

○建設管理係長（齋藤一也君） お答えいたします。

予算のほうは、セットバックの拡幅事業として30件予定しておりました。今年度6件の申請がございましたので、未確定の分を繰越しさせていただくという形になります。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 加藤副委員長。

○委員（加藤敬徳君） 今、申請っていうふうな言い方されたんですけども、計画に対して、結局市民が申請してこないとやらない事業ってことなんですか。

○委員長（長谷部 集君） 齋藤係長。

○建設管理係長（齋藤一也君） ホームページ、広報等で周知をさせていただいていますが、そのような結果となっております。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 加藤副委員長。

○委員（加藤敬徳君） 計画を出して申請がないっていうのは、何か要因があるんでしょうか。考えられることっていうのは。

○委員長（長谷部 集君） 齋藤係長。

○建設管理係長（齋藤一也君） 狹隘道路、4メートル未満の道路に接していないところの建築が多かったのではないかと、たまたま4メートル未満のところ接しているところが少なかったのか、6件というような申請数ではなかったかと推定いたします。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 芳賀課長。

○建設課長（芳賀康貴君） さっきの繰越明許費で1つ説明が落ちていましたので、追加で説明させていただきます。

予算説明書の39ページになります。

これの2段目になるんですが、8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良事業費で、繰越明許費を9,000万円お願いするところで、財源内訳としましては国・県支出金が4,300万円、市債が4,400万円、その他一般財源となっております。

内容としましては、国の令和5年度第1次補正予算において日立道路線道路改良工事に係る国庫補助金の配分が行われますが、年度内での工事完了が見込めないため繰越しの手続をお願いするものであります。

以上でございます。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 3時22分

再開 午後 3時24分

○委員長（長谷部 集君） それでは、会議を再開いたします。

次に、都市計画課より8款土木費、4項都市計画費について説明をお願いします。

大木都市計画課長。

○都市計画課長（大木 康君） よろしくお願いたします。

都市計画課から補正予算の内容をご説明させていただきます。

補正予算説明書の30、31ページをお開きください。

8款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費、11都市計画諸費において予算の減額をお願いするもので、減額に伴う財源内訳は国・県支出金、国の集約都市形成支援事業費補助金が190万円と一般財源が54万2,000円、合計244万2,000円の減額であります。

前回、2月の本委員会においてご説明いたしましたとおり、進展する人口減少、少子高齢

化社会において都市機能と居住誘導の各区域を定め、集約型都市構造、コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向け、都市計画マスタープランの高度化版となる立地適正化計画の策定を行い、先月22日の都市計画審議会において原案のとおり答申をいただいたところであります。

今回、策定業務の契約金額が確定したことから、かかる予算につきまして減額の補正予算をお願いするもので、内訳につきましては、全額244万2,000円が12節委託料となります。

続きまして、説明書の上から2段目、4目公園管理費、01都市公園、市立公園維持管理事業において472万5,000円の予算減額をお願いするもので、財源は全て一般財源であります。

昨年5月の本委員会においてご説明いたしました、公園に対する高度化する市民ニーズに対応するため、にぎわい創出と利便性向上を図り、公園を活用した市の新たな魅力発信に取り組むため、公民連携による事業資本の検討や市民、行政の役割分担など、公園施設の在り方、今後の方針など具体的なプランを定めた甲斐市パークマネジメントプランを今年度、来年度の2か年計画で現在策定をしております。

今回、今年度の策定業務の契約金額が確定したことから、不用となる予算につきまして減額の補正予算をお願いするとともに、来年度分の策定業務に係る経費につきましては、改めて令和6年度当初予算に計上することといたします。

なお、内訳につきましては、全額472万5,000円が12節の委託料となります。

続きまして、説明書の上から4段目、7目緑化推進費、01緑化推進事業につきましては、税源内訳の更正をお願いするものであります。

市では、花と緑あふれる「ガーデンシティー・甲斐」の実現に向け、記念樹配布などの緑化の普及啓発や市内の花壇、プランターや公共施設などへの一斉植花など、緑化活動を推進し、市内岩森地区、茅ヶ岳広域農道沿いの遊休農地を活用した花畑では、春季はポピー、秋季はコスモスを栽培し、毎年県内外から多くの観光客にご鑑賞いただいております。市では、岩森ポピー、コスモス花畑の事業につきまして、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングを展開し、本事業に係る経費を大きく上回る多くのご支援をいただいたところであります。

このことから、寄附金額の一部を花畑の年間の維持管理に係る経費に充当するため、財源内訳のうち98万6,000円を特定事業等寄附金として繰入れ、同額の一般財源を減額するもので、今回の財源内訳の更正に伴う歳出予算は増減はございません。

以上で、今定例会に提案いたしました補正予算の説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いします。

小澤委員。

○委員（小澤重則君） 98万6,000円の財源更正をしたんだけど、これはコスモス畑とかポピーの予算全額ということですか。かかったお金。

○委員長（長谷部 集君） 大木課長。

○都市計画課長（大木 康君） 今回は花畑の維持管理費ということで、今年度98万6,000円を見込んでいることから、全額その事業に充当するものでございます。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ委員の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時31分

○委員長（長谷部 集君） それでは、会議を再開いたします。

次に、上下水道業務課、上下水道工務課より、4款衛生費、3項清掃費及び6款農林水産業費、1項農業費について一括で説明をお願いします。

寺島上下水道業務課長。

○上下水道業務課長（寺島 信君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、公営企業部が所管いたします事業の一般会計からの繰出金の補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算説明書の26、27ページをお願いいたします。

4款衛生費、3項清掃費、1目清掃費、右側の説明欄の08地域し尿処理施設特別会計につきましては、繰出金を6万4,000円減額するものでございます。

詳細につきましては、この後の地域し尿処理施設特別会計補正予算で説明をさせていただきます。

続きまして、同じページの下、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、右側説明欄の20農業集落排水事業特別会計につきましては、繰出金を60万2,000円減額するものがございます。

詳細につきましては、この後の農業集落排水事業特別会計の補正予算で説明をさせていただきます。

以上であります。よろしく願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） なければ委員の質疑を終了いたします。

これより、議案第3号 令和5年度甲斐市一般会計補正予算（第8号）について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任を願います。

以上で議案第3号を終了します。

次に、議案第8号 令和5年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

歳入、歳出一括で説明をお願いします。

寺島上下水道業務課長。

○上下水道業務課長（寺島 信君） それでは、地域し尿処理施設特別会計補正予算につきましてご説明させていただきます。

初めに、議案書の43ページをお願いいたします。

議案第8号 令和5年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第3号）でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,052万6,000円とするものでございます。

初めに、歳入から説明させていただきます。

補正予算説明書の102、103ページをお願いいたします。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、1節利子及び配当金につきましては、2,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、その下、繰越金の確定に伴い一般会計繰越金の減額を行っております。

3款繰入金、1節一般会計繰入金につきましては、6万4,000円の減額をお願いするものでございます。

理由といたしましては、繰越金の確定に伴う減額補正でございます。

同じく、1節繰越金につきましては6万4,000円の増額をお願いするもので、繰越金の確定に伴う増額補正でございます。

次に、104、105ページをお願いいたします。

歳出であります。

1款衛生費、1項地域し尿処理施設費、1目地域し尿処理施設維持費につきましては6万4,000円の財源内訳の更正をお願いするものでございます。

内容につきましては、繰越金の確定に伴い一般会計繰入金の減額をし、一般財源を増額とする財源内訳の更正でございます。

次に、2款諸支出金、1項基金積立金、1目地域し尿処理施設基金積立金につきましては、2,000円の増額をお願いするもので、基金利子の増額に伴うものでございます。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いします。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第8号を終了します。

次に、議案第9号 令和5年度甲斐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

歳入、歳出一括で説明をお願いします。

寺島上下水道業務課長。

○上下水道業務課長（寺島 信君） 続きまして、農業集落排水事業特別会計補正予算につきましてご説明させていただきます。

初めに、議案書の49ページをお願いいたします。

議案第9号 令和5年度甲斐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

こちらにつきましても、地域し尿処理施設特別会計と同様に繰越金の確定に伴い、一般会計からの繰入金の減額をする財源内訳の更正でありますので、予算総額の増減はございません。

それでは、歳入からご説明をさせていただきます。

補正予算説明書の112、113ページをお願いいたします。

4款繰入金、1節一般会計繰入金につきましては60万2,000円の減額をお願いするものでございます。一方、その下の1節繰越金につきましては60万2,000円の増額をお願いするも

のでございます。

次に歳出でございます。

補正予算説明書の114ページ、115ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、繰越金の確定に伴い一般会計繰入金を減額し、一般財源を増額する財源内訳の更正でございます。

説明は以上であります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第9号を終了します。

次に、議案第11号 令和5年度甲斐市水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

それでは、当局より説明をお願いいたします。

寺島上下水道業務課長。

○上下水道業務課長（寺島 信君） それでは、水道事業会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

議案書の61ページをお願いいたします。

議案第11号 令和5年度甲斐市水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

令和5年度甲斐市の水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を補正するものでございます。

内容といたしましては、竜王東小学校敷地内に設置してあります耐震性貯水槽緊急遮断弁の修繕でございます。

期間は令和6年度、限度額は154万円でございます。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

説明に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第11号を終了します。

次に、議案第12号 令和5年度甲斐市下水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

収入、支出一括で当局より説明をお願いします。

寺島上下水道業務課長。

○上下水道業務課長（寺島 信君） それでは、下水道事業会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

議案書の63ページをお願いいたします。

議案第12号 令和5年度甲斐市下水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

国庫補助金の交付額の確定による補正となります。

まず、第2条収益的収入及び支出及び第3条資本的収入及び支出につきましては、後ほど別冊にて説明をさせていただきます。

次に、第4条企業債につきましては公共下水道整備事業の限度額を、既決予定額4億250万円から1,440万円を増額し、4億1,690万円とするものでございます。

それでは、詳細の説明をさせていただきます。

別冊の令和5年度公営企業会計補正予算説明書の4ページ、5ページをお願いいたします。

初めに、収益的収入の内容でございます。

1款下水道事業収益208万3,000円の減額補正の内訳でございますが、2項営業外収益、3目補助金208万3,000円の減額で、国庫補助金の社会資本整備総合交付金の交付額の確定に伴うものでございます。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。

資本的収入の内容でございます。

1款資本的収入9万2,000円の減額補正の内訳でございますが、1目企業債1,440万円の増額につきましては、国庫補助金の減額に伴う公共下水道事業債の増額でございます。

その下、1目国庫補助金1,449万2,000円の減額につきましては、国庫補助金の交付額の決定に伴うものでございます。

なお、8ページの予定キャッシュフロー計算書と10、11ページの予定貸借対照表の説明につきましては、説明を省略させていただきます。

説明は以上であります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑等ありましたらお願いします。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第12号を終了します。

以上をもちまして、本委員会に付託をされました議案審査は全て終了しました。

慎重審議、大変ご苦労さまでした。

最後にその他を行います。

委員より、その他何かありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） 事務局、何かありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） これでその他を終了いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時48分